

北海道公安委員会告示第67号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、札幌市厚別区内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり告示する。

令和7年3月28日

北海道公安委員会委員長 吉 本 淳 一

1 合意した者

- (1) 札幌市
- (2) 北海道公安委員会
- (3) 北海道運輸局
- (4) 厚別ふれあい循環バス対策検討会
- (5) 北海道中央バス株式会社
- (6) ジェイ・アール北海道バス株式会社
- (7) 札幌観光バス株式会社

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所は北海道中央バス株式会社及びジェイ・アール北海道バス株式会社が管理する次の表に掲げる停留所とする。

連番	停留所名	進行方向別	所在地
1	旭町	南	札幌市厚別区厚別中央3条3丁目2番先
2	ひばりが丘西公園前	南	札幌市厚別区厚別中央1条3丁目492番先
3	ひばりが丘駅	東	札幌市厚別区厚別中央1条3丁目492番先
4	青葉町1丁目	東	札幌市厚別区厚別中央1条5丁目493番先
5	青葉町1丁目 (ジェイ・アール北海道バス)	東	札幌市厚別区厚別中央1条5丁目493番先
6	東商業高校前	北	札幌市厚別区厚別中央3条5丁目7番先
7	厚別中央5条5丁目	西	札幌市厚別区厚別中央4条5丁目1番先

3 停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の右欄に掲げる旅客の運送の用に供する自動車とする。

運行事業者	自動車
札幌観光バス株式会社	路線名「厚別ふれあい循環バス」の用に供する自動車